

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

義父が、私と夫と義母の国民年金保険料を納付していた。当時、家計の管理は義父が行っており、税金等の納付はきちんとしていたと夫から聞いている。私だけ申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、納付記録がある昭和 53 年 4 月以降、12 か月と短期間である申立期間を除いて全て納付されている上、申立人の義父と一緒に納付していたとする義母及び夫の保険料は、申立期間を含めて全て納付（平成元年 3 月 28 日に追加処理された義母の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの未納期間を除く。）されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月 5 日に払い出され、20 歳到達時の 46 年*月*日に遡及して資格を取得していることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、国民年金に加入した経緯について、申立人の夫は、「結婚後しばらくして、父から妻が国民年金に未加入であることを叱られ、父が加入手続を行った。」と述べている。

さらに、国民年金保険料現金納付者名簿から、申立期間の直前の昭和 56 年度の国民年金保険料は、昭和 57 年 12 月 17 日に 1 年分をまとめて納付されていることが確認できる。

加えて、申立期間当時、申立人の家族は事業所（自営業）を経営してお

り、申立期間当時の経営状況について、当時の事務員は、「働き始めた昭和 57 年 10 月頃からとても忙しかった。10 年ぐらい働いたが、ずっと経営状況は良かった。」と証言している上、申立人の夫は、「当時、事業所の売り上げは年間 4,000 万円ぐらいで、右肩上がりに伸びていた。」と述べていることから、国民年金保険料の納付が困難となるような生活状況の大きな変化はうかがえない。

これらのことを踏まえると、年金に対する意識の高さがうかがえる申立人の義父が、申立人の申立期間の国民年金保険料だけを未納のままにしていることは考えられないとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私がA都道府県の大学からB都道府県C市町村に帰省した際に母から保険料相当額を受け取り、自分でC市町村内の郵便局で納付していた。納付記録では、申立期間は申請免除承認期間となっているが、私も母も免除申請の手続をした記憶は無く、申立期間の保険料を納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、A都道府県D市町村の大学からC市町村の実家に帰省した際に、郵便局で納付した。」と主張しているところ、D市町村では、「当市町村が発行した国民年金保険料の納付書は、A都道府県内にある郵便局以外では納付できなかった。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間については、国民年金保険料の申請免除が承認された記録となっているが、免除申請の手続は行っていない。」と述べているところ、D市町村では、「申立期間当時、学生の申請免除については、本人又は委任を受けた家族から申請書を受取り、学生証等により本人確認をしていた。」と回答しており、申立人が免除申請の手続をしていないにもかかわらず、申請免除が承認された記録となっているとは通常考え難い上、申立期間当時、E都道府県の大学に在籍していた申立人の兄は、平成9年4月から国民年金保険料の申請免除の承認を受けていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月10日から37年4月1日まで
私は、申立期間にA事業所にB職として勤務していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答から、申立人は、申立期間のうち、昭和25年9月30日から37年3月31日まで、A事業所のB職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所では、昭和27年7月1日に被保険者全員が厚生年金保険の被保険者ではなくなっており、同年10月1日からC共済組合に加入していることが確認できることから、D事業団に照会したところ、同事業団では、「申立人は、27年10月1日から37年4月1日までの期間は同事業団の加入員であったが、退職一時金を全額受給したため年金原資の無い期間となっている。」と回答しており、当該期間は厚生年金保険に加入できない期間である。

また、申立人がA事業所に在籍していたことが確認できる期間のうち、上記のC共済組合に加入していた期間を除く期間について、A事業所では、「当時のB職、E職についての厚生年金保険の取扱いは資料が無く不明である。」と回答しているところ、同事業所から提出された昭和27年3月時点の職員名簿から確認できるB職は27人中22人が、E職は26人中6人が、厚生年金保険に加入していることが確認でき、同事業所では必ずしも職員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該期間当時の同僚8人に聴取したところ、厚生年金保険に加入していることが確認できる一人は、「事務員から厚生年金保険に加入した方がいいと説明を受けた。」と述べている一方で、厚生年金保険の加入記録が確認できない一人は、「厚生年金保険について説明を受けた記憶は無い。厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と述べている。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 1 月から同年 9 月まで
② 平成 8 年 6 月及び同年 7 月
③ 平成 10 年 3 月から同年 5 月まで

私は、申立期間①についてはA区のB事業所で、午前8時半から午後5時まで勤務した。申立期間②については、B事業所での勤務が終了した後、午後8時までC事業所で勤務した。申立期間③については、有限会社Dの紹介で、E事業所に勤務した。

これらの期間について、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同事業所の所在地を管轄する法務局に照会したが、法人登記も確認できない。

また、申立人が記憶するB事業所の事業主については、その所在が確認できない上、申立人は、当時の同僚を記憶していないため、申立期間①当時の勤務状況等について聴取することができない。

さらに、申立人は、「申立期間①当時、被扶養者として夫の勤務先の健康保険証を使用していた。」と述べている上、国民年金については第3号被保険者であったことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、「午後5時にB事業所の勤務が終了してから午後8時まで、C事業所で勤務していた。」と主張しているところ、申立人が一緒に勤務したと記憶する正職員は、「もう一人いた別の正職員が休んだため、申立人に2、3回手伝ってもらい、私のポケッ

トマネーからアルバイト料を支払った。当該事業所を運営していたF事業所が雇用したのではなく私が雇ったので、厚生年金保険には加入していない。」と証言している上、F事業所では、「申立人を雇用したことを示す資料は無く、申立人の雇用形態及び雇用時間から判断すると、当事業所の厚生年金保険に加入させる資格を有する者ではないと思われる。」と回答している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「有限会社Dの紹介で、E事業所に勤務した。厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、有限会社Dが保管するE事業所に係る当時の求人票から、申立人は、平成10年3月23日から同年4月22日までの雇用予定で同事業所に派遣されていることが確認できる。

しかしながら、E事業所では、「当事業所が保管する厚生年金保険加入者データを確認したが、申立人の氏名は無いことから、申立人を厚生年金保険に加入させておらず厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間③の直前に勤務していたG株式会社を退職した後、A区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、郵便局で両保険料を納付した。」と述べているところ、オンライン記録及び同区役所の回答から、申立人は、平成10年3月21日に国民年金及び国民健康保険に加入し両保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間①から③までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 20 日から 35 年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
③ 平成 8 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A株式会社にて昭和 30 年 4 月から 37 年 1 月まで勤務したが、この間に給料が下がったことはないため、申立期間①及び②の標準報酬月額が 1 万 6,000 円から 1 万 4,000 円に下がっていることに納得できない。

また、申立期間③については、私が B 株式会社の代表取締役であった期間であり、申立期間③の役員報酬を変更した事実はなく、届出をした記憶もない。

申立期間の標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「A株式会社には、昭和 30 年 4 月から 37 年 1 月まで勤務したが、その間に給料が下がったことはないため、同社 C 事業所に勤務した申立期間①及び同社 D 事業所に勤務した申立期間②の標準報酬月額が、その直前に勤務していた同社関連子会社の E 株式会社での標準報酬月額よりも下がっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、E 株式会社では、「A 株式会社から当社に出向し戻る際に、役職の変更や残業時間の関係で標準報酬月額が下がることはあつたはずである。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立期

間①及び②の前後に、申立人と同様にE株式会社からA株式会社C事業所に異動したことが確認できる 22 人の中で、6人について申立人と同様に標準報酬月額が減額となっていることが確認できる。

また、上記の6人のうちの一人は、「自身の標準報酬月額については疑問が無い。」と述べている上、その者が所持する給与明細書から、社会保険事務所（当時）に届出されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間①におけるA株式会社C事業所及び申立期間②における同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に不自然な記録訂正の形跡も無い。

このほか、A株式会社では、「当時の資料は無い。」と回答している上、申立期間①及び②の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人は、「私がB株式会社の代表取締役であった期間のうち、申立期間③について私の標準報酬月額が下げられているが、役員報酬を減額した事実は無い。」と主張している。

また、法人登記簿から、申立人は、申立期間当時、B株式会社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、B株式会社は、申立期間③当時の厚生年金保険の標準報酬月額変更届及び給与台帳を保存していないため、申立人が主張する標準報酬月額について社会保険事務所に対する届出等がされていたか確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成8年3月1日に59万円から16万円に訂正され、同年7月1日に59万円に再度訂正されているところ、B株式会社の取締役二人（申立人の妻及び子）の標準報酬月額についても申立人と同日に減額訂正されていることが確認できる上、これらの減額訂正が遡及して行われているなどの不自然な記録訂正の形跡は無く、年金事務所では、「当時から役員の標準報酬月額を改定する届出には、当該改定の役員会での議決に係る議事録の提出を求めている。」と回答している。

さらに、B株式会社において、給与事務及び厚生年金保険の届出事務を担当していた役員（申立人の妻）は、「申立人の標準報酬月額の減額訂正を行ったかどうかについては記憶が曖昧であるが、自身の標準報酬月額については何度か減額する届出を行った記憶はある。」と

述べている。

加えて、申立人は、「申立期間③当時、会社の代表者印の管理及び押印は自身で行っていた。」と述べている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく社会保険事務所への届出があったことがうかがえる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。